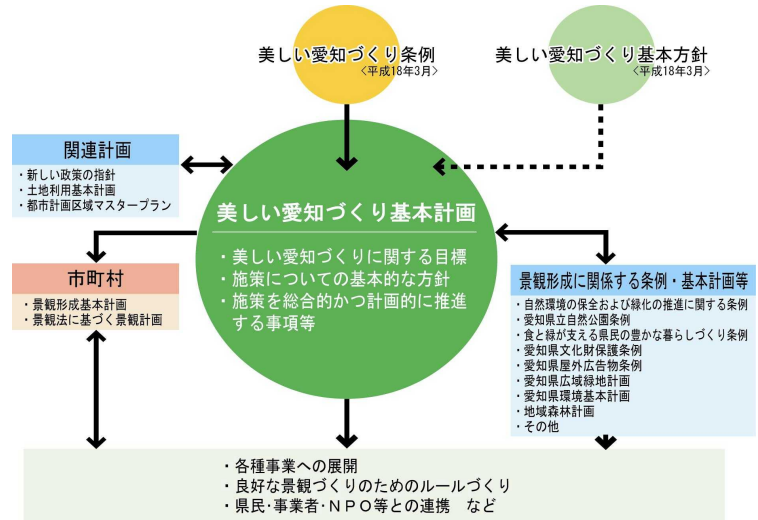


美しい愛知づくり基本計画【概要版】

1. 基本計画策定の趣旨

愛知県では、平成18年3月に景観形成に関する基本的な考え方を「基本方針」として策定し、また、「美しい愛知づくり条例」を制定しました。

この基本計画は、条例に基づき、美しい愛知づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したものです。

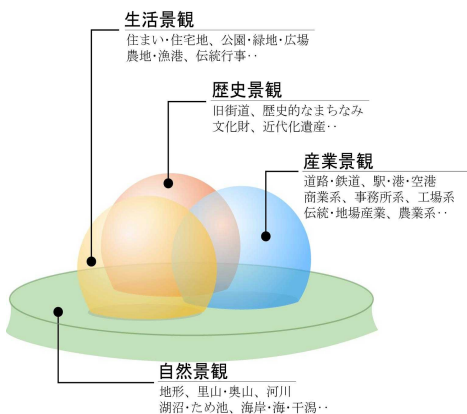


「美しい愛知づくり基本計画」の位置づけ

2. 景観形成の目標と広域景観の形成

愛知の景観は、緑豊かな自然景観が素地となり、その上に歴史景観、生活景観、産業景観の調和により構成されています。この基本計画では、これらの景観の調和を図りながら美しい愛知を形成していくための目標を定めました。

また、広域的な観点から愛知を代表する広域景観資源を抽出して図示し、その特徴を把握するとともに、愛知らしい景観を形成していくための方向性を示しました。



愛知県の景観資源の構成イメージ

基本目標

未来につなぐ緑豊かな“美しい愛知”

分野別の目標

多様な生物が共存する『自然景観』

～変化に富んだ地形と生物多様性を支える自然環境を守ります～

方向性

景観資源全体の素地となる多様な自然生態系の保全
水と緑のネットワークの形成による魅力ある自然景観の創出
美しい自然景観を阻害する屋外広告物等の整序

武家文化や近代化遺産が伝える『歴史景観』

～先人達が築いてきた尾張や三河の歴史・文化を伝え残します～

方向性

地域の個性を映し出す背景となる歴史景観の保全
武家文化に関わる歴史景観資源の発掘と再生
近代化遺産の保全を通じた風格ある景観の継承

心の豊かさを映し出す『生活景観』

～身近な文化を守り、育て、潤いと安らぎのある生活環境を創出します～

方向性

愛着と親しみを持ってくらせる緑豊かな住環境の形成
農山漁村の暮らしと結びついた棚田や漁港景観の保全
地域の生活文化によって守られてきた伝統行事の継承

「モノづくり」の活力が創り出す『産業景観』

～産業により創出される特色ある景観を守り、育みます～

方向性

社会基盤への景観配慮とその周辺での屋外広告物の整序
「モノづくり愛知」の活力を映し出す港湾、工場景観の創出
伝統・地場産業に関わる景観の再認識と観光への活用

愛知県の広域景観資源



伊勢湾岸自動車橋（名古屋市）



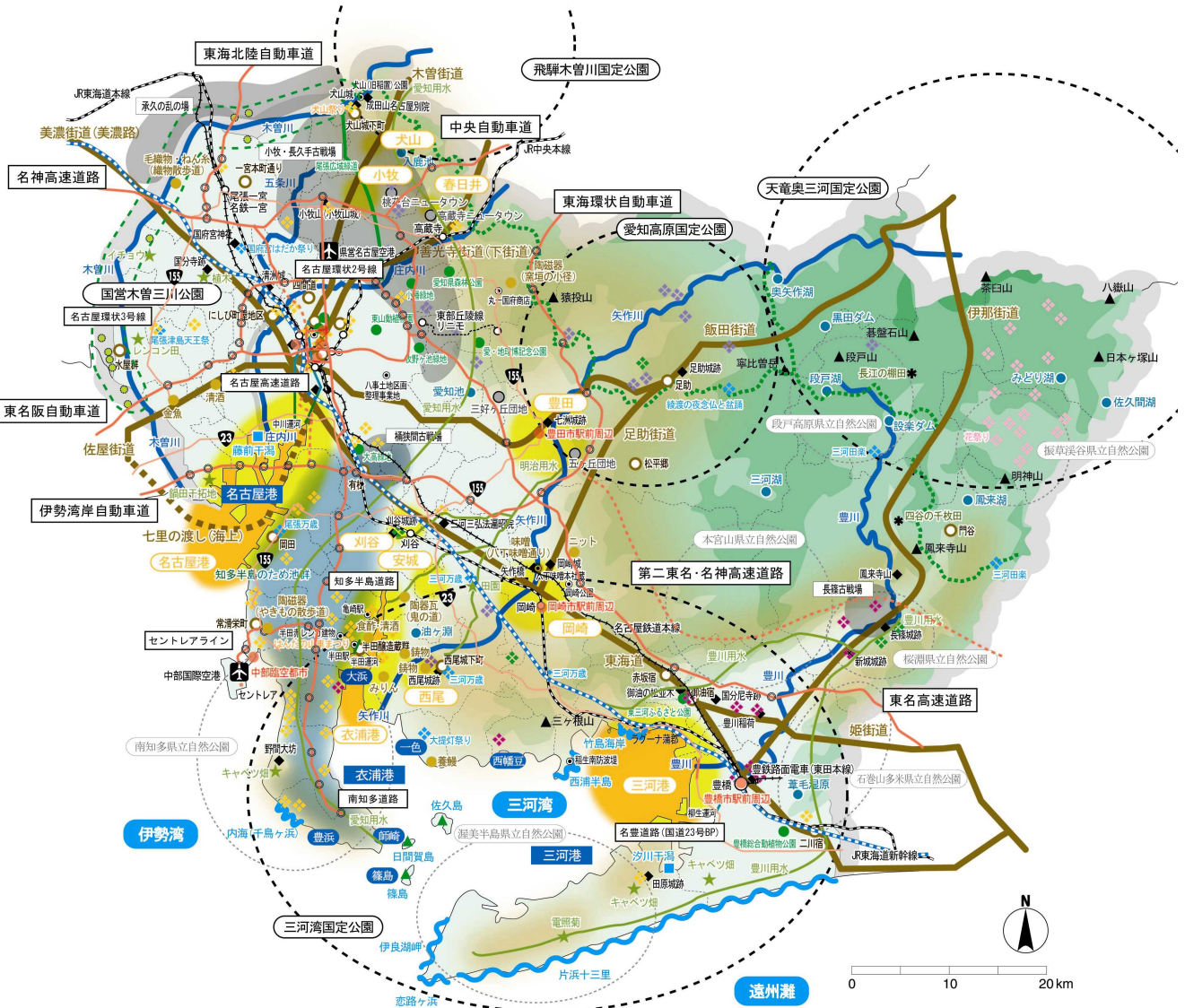
犬山城（犬山市）



高層寺ニュータウン（春日井市）



茶臼山（豊根村）



半田赤レンガ建物（半田市）



田園（安城市）



大提灯祭り（一色町）



恋路ヶ浜（田原市）

3. 地域別景観の形成

市町村等が、広域的な観点に配慮し、市町村間で調和のとれた景観形成を進めるために、県土を地形の変化、歴史と文化、資源のまとまりにより地域区分し、それぞれの地域の特徴を把握した上で地域ごとの望ましい景観形成の方向性を示しました。なお、この景観形成の方向性は、市町村等により進められる景観形成の手がかりとなるものとして示しているものです。



地域分割図

尾張名古屋地域

都市の活力を感じさせるまちなみを形成する
尾張の武家文化にまつわる景観を復興する
都市近郊の里山や丘陵を保全する

西三河地域

産業拠点としての活力を感じさせる
矢作川を中心に広がるのびやかな農地の風景を守り、活かす
三河の武家文化にまつわる景観を復興する

奥三河地域

森林と渓流を中心とした豊かな自然景観を守る
農山村に伝承される暮らしと伝統文化の景観を守る
自然と調和した美しく住み続けたい生活景観を形成する

知多半島地域

知多半島の背骨をなす丘陵や里山の自然を保全する
愛知の玄関口にふさわしい景観を形成する
伝統的な地場産業が育んだ景観を守り活用する

東三河・渥美半島地域

観光を支える雄大な自然景観と農地景観を保全する
貿易港等のダイナミックな産業景観を引き立てる
往時を思い起こさせる街道景観を復興する

4. 景観形成の推進

「美しい愛知づくりに関する目標」に沿って景観形成を進めるために、愛知県が取り組む施策の基本的な方針と、これを総合的、計画的に推進するための施策の内容を示します。

(1) 愛知県が取り組む景観形成の基本的な方針

1. 景観施策と景観形成に関連する事業の実施を通じて景観形成を推進します
2. 市町村が景観行政団体となり、景観行政を推進するために必要な支援を行います

(2) 総合的・計画的な施策の推進

美しい愛知づくりを推進するため、以下のとおり具体的な施策に取り組んでいきます。

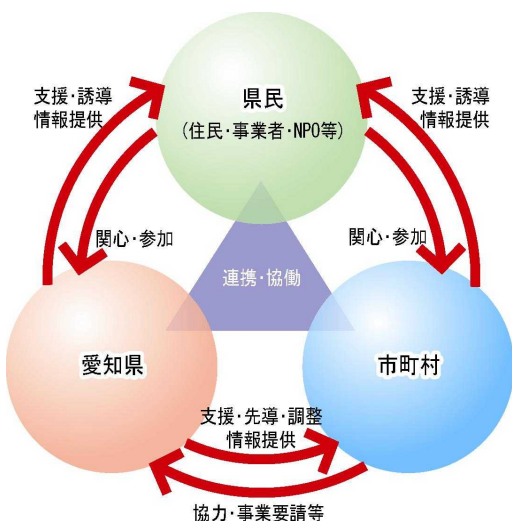
景観施策の推進計画

施策	計画的な施策の推進		
	短期（3年を目途に着手・実施）	中・長期（4～10年を目途に実施）	11年以降
美しい愛知づくり景観資源の指定 (条例第七条)	<ul style="list-style-type: none"> ・景観資源の指定要領の作成 ・景観資源のテーマ別募集と指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観資源の継続募集と指定 ・景観資源のデータベース化による公開 ・市町村の景観計画策定の際の資料として提供 ・観光振興への活用 	景観施策の継続的な実施
県民等に対する支援 (条例第八条)	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成の事例と手法の紹介 ・景観形成に関する補助制度の紹介 ・景観法活用マニュアルの策定 ・景観アドバイザー（学識者等の専門家）リストの作成 ・景観アドバイザーの紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記取組みを引き続き実施 ・景観資源のデータベース化による公開 	
美しい愛知づくりに関する啓発等 (条例第九条)	<ul style="list-style-type: none"> ・景観シンポジウムの開催（継続） ・景観出前講座の開催 ・小学生向け景観読本の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観シンポジウムの開催（継続） ・景観出前講座の開催 	
公共施設の建設等に あたっての配慮 (条例第十条)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設を建設する際の景観への配慮 ・公共事業景観整備指針(案)の策定 ・公共事業に対する景観評価の実施 		
屋外広告物の整序	<ul style="list-style-type: none"> ・違反屋外広告物の是正 ・屋外広告物業者の育成等 		
景観関連事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・県が行う景観に関連した事業の実施 		

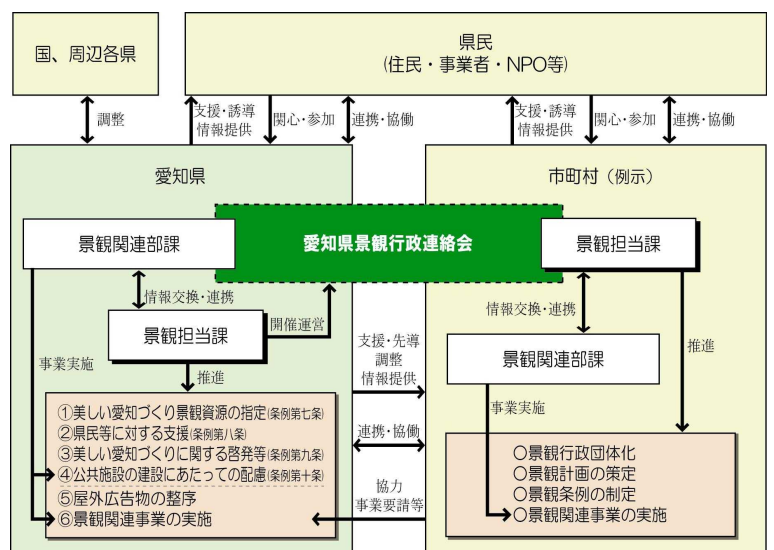
(3) 景観形成の推進体制

美しい愛知づくりを進めていくためには、住民・事業者・NPO等、市町村、愛知県それぞれの主体が自らの役割を認識し、相互に連携、協働して取り組んでいくことが必要です。

愛知県は、ここに示した景観に関する取組みを各主体と連携、協働して進めるとともに、愛知県行政連絡会を活用して市町村等と情報の交換、共有化等を行い、市町村が景観行政団体となって地域の景観形成を円滑に進められるよう支援していきます。



景観形成の推進体制（その1）



景観形成の推進体制（その2）